

近年社会実装の取組が進む予測情報の活用 ～ダム管理分野(事前放流)の例～

「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」

(既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議、令和元年12月)

○「先般の台風第19号等を踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じる」

・治水協定の締結 ・河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備 ・事前放流等に関するガイドラインの整備と操作規程等への反映 ・予測精度向上等に向けた技術・システム開発 など



治水協定の締結(令和2年5月までにダムのある全ての一級河川で締結)

河川管理者と全てのダム管理者及び関係利水者との間において、水系毎の協議の場を設け、協定を締結。

・洪水調節機能強化の基本方針 ・事前放流の実施方針 ・緊急時の連絡体制 ・情報共有のあり方 ・事前放流等により深刻な水不足が生じないようにするための措置がある場合にはその内容(水系内での弾力的な水の融通方法等)
・洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応 など

事前放流ガイドラインの整備(令和2年4月、国交省水管理・国土保全局) ※令和3年7月改訂

・事前放流の実施に係る基準等の設定方法(気象庁数値予報データの使用を基本)、操作ルールへの位置づけ ・貯水位が回復しなかった場合の対応(損失補填、水利調整) ・河川環境に影響が生じた場合の対応 ・ダムの管理体制の確保 ・施設改良が必要な場合の対応 ・(参考)事前放流の河川法上の解釈 など

※「予測降雨量については、今後の展開として、アンサンブル降雨予測など新たな予測手法の活用を視野に入れており、予測手法の進展に応じて必要な検討を行い、適用の見直しをしていく予定である。」

河川法の改正(令和3年5月)

令和元年東日本台風など水害の激甚化や気象予測技術の発展を背景に、治水協定に基づいて行われている事前放流に継続して取り組んでいくため、「ダム洪水調節機能協議会」、「都道府県ダム洪水調節機能協議会」を河川法に位置付け、利水ダム管理者等に協議に応じる義務、協議が調った事項について尊重する義務を課すこととした。

近年社会実装の取組が進む予測情報の活用 ～河川管理分野(洪水予報)の例～

「洪水及び土砂災害の予報のあり方に関する検討会 報告書」(令和3年10月)

社会の適切な防災行動や多様なニーズへの対応に向けた予報のあり方

- ・近年、頻発・激甚化する災害を背景として、社会全体で防災や事業継続に対する意識が高まってきており、**利用者の多様なニーズに対応した洪水や土砂災害の予報が求められている。**
- ・個別かつ多様な予報情報のニーズに対応し、社会のより適切な防災対応や事業継続を実現するためには、**国等(官)の予報の高度化を進めるとともに、民間気象事業者等(民)からも予報を提供することが有効。**
- ・国等は、新たな技術を活用して予報のさらなる高度化を進めつつ、**市区町村の防災対応や住民の避難のための予報について、単一の発信元からの責任と一貫性を有する提供(いわゆるシングルボイス)を行う。**
- ・研究機関や民間気象事業者等は、**防災上の考慮をしたうえでの多様なニーズに応える予報を提供するとともに、新たな技術の研究開発を進める。**

